

# 令和4年第4回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月8日  
午前10時00分開会  
於 議場

## 1. 議事日程（第1日目）

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 諸般の報告  |
| 日程第 4 | 行政報告   |
|       | 報告第 4号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について                              |
|       | 報告第 5号 令和3年度氷川町健全化判断比率等の報告について                           |
| 日程第 5 | 承認第 8号 専決処分の報告及び承認について                                   |
| 日程第 6 | 議案第32号 氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第33号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第 8 | 議案第34号 令和4年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について                         |
| 日程第 9 | 議案第35号 令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について                   |
| 日程第10 | 議案第36号 令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について                     |
| 日程第11 | 議案第37号 令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について                    |
| 日程第12 | 議案第38号 氷川町過疎地域持続的発展計画の策定について                             |
| 日程第13 | 認定第 1号 令和3年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について                         |
| 日程第14 | 認定第 2号 令和3年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                   |
| 日程第15 | 認定第 3号 令和3年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について                     |
| 日程第16 | 認定第 4号 令和3年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について                    |
| 日程第17 | 認定第 5号 令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について                  |
| 日程第18 | 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について                                  |

日程第19 請願第 1号 常葉保育所廃園計画撤廃に関する請願

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	飯田健二	2番	西尾正剛
3番	木下厚	4番	清田一敏
5番	長尾憲二郎	6番	吉川義雄
7番	上田俊孝	8番	三浦賢治
9番	上田健一	11番	片山裕治
12番	米村洋		

4. 欠席議員

10番 松田達之

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 山本昭義 書記 川野瑠美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	濤岡美智代
企画財政課長	増永光幸	税務課長	平山早苗
町民課長	尾村幸俊	福祉課長	岩本博美
農業振興課長	増住豪二	農地課長	前崎誠
建設下水道課長	星田達也	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	橋本智明	学校教育課長	西田美子
生涯学習課長	荒平健二	代表監査委員	島田博行

開会 午前10時00分

-----○-----  
○議長（米村 洋君） 皆さんおはようございます。  
ただいまから令和4年第4回氷川町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----  
日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番、片山裕治君、1番、飯田健二君を指名します。

-----○-----  
日程第 2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は本日から9月16日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月16日までの9日間とすることに決定しました。

-----○-----  
日程第 3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
10番、松田議員から本定例会に対して、病気治療の中のため欠席届が提出され、これを認めましたので報告します。  
今回受理した陳情1件は、資料を配付します。  
次に、例月現金出納検査、備品監査及び補助金監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。  
なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。  
これで諸般の報告を終わります。

-----○-----  
日程第 4 行政報告

報告第 4号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について

報告第 5号 令和3年度氷川町健全化判断比率等の報告について

日程第 5 承認第 8号 専決処分の報告及び承認について

日程第 6 議案第32号 氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第33号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正

- する条例について
- 日程第 8 議案第 34号 令和4年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 9 議案第 35号 令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 10 議案第 36号 令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 11 議案第 37号 令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 12 議案第 38号 氷川町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 13 認定第 1号 令和3年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 認定第 2号 令和3年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 認定第 3号 令和3年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 認定第 4号 令和3年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 5号 令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（米村 洋君） 日程第4、報告第4号「宮原まちづくり株式会社の経営報告について」から、日程第18、諮問第3号「人権擁護委員候補の推薦について」までを一括議題とします。

町長の行政報告及び提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。二十四節気一つ白露を迎え、朝夕は秋の気配を感じることになりましたが、議員各位には日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和4年第4回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、皆さま方には公私共にお忙しい中にお繰り合わせ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より町政の推進にあたりまして、格段のご理解とご協力を賜り、おかげをもちまして各種事務事業も概ね順調に進捗をしております。心より感謝とお礼を申し上げます。

大型の台風11号が接近いたしまして大変心配をいたしました。吉野梨の一部落下、あるいは、ビニールハウスの破損等、若干の被害はありましたものの、人命及び住家等につきましては被害がなく、安堵したところでございます。今後も台風シーズ

ンが続きますので、十分留意してまいりたいと思っております。

去る9月4日に、熊本県消防ポンプ操法大会が玉名市で開催されました。町の大会で優勝された第5分団が出場し、迅速かつ的確な操法技術を遺憾なく発揮してくれました。第6位という結果でございました。

新型コロナウイルス感染症につきましても、第7波のピークは過ぎたようではありますが、まだまだ予断を許さない状況にございます。町内においても、ほぼ毎日、新規感染者が確認されておりまして、一昨年からの累計で、8月末現在で1,791名を数えております。

継続して、町民の皆さまへ、感染状況、並びに新しい生活様式の実践により自分を守り周りの大切な人を守る行動を徹底していただきますよう、防災行政無線及びホームページ等を活用いたしまして、今後も周知を図ってまいりたいと思っております。

また、感染予防の4回目のワクチン接種も実施をいたしております。8月末現在の接種状況は、4回接種完了者が3,118名、3回接種完了者が8,180名でございます。3回目と4回目では対象者が違いますので、この接種率までは把握が出来ておりません。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国、県の支援に加え、地方創生臨時交付金を活用した町単独の支援策として、27事業を実施しておりますが、その進捗につきましては各常任委員会においてご確認をいただきたいと思いますと思っております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、地蔵まつりや敬老会、秋季町民体育祭陸上競技大会等々、イベントの中止を決定いたしております。

さて、令和4年度も早いもので5か月を経過いたしました。主な事業の進捗状況を報告させていただきます。

竜北地区の湛水防除事業につきましては、排水機場の基礎工事を施工いたしております。

なお、1号幹線導水路の改修につきましては、施工方法を見直して、今後、工事が実施されることとなっております。

大野交差点道路改良事業につきましても、道路拡幅改良工事が実施されておりまして、来年春の供用開始を目指しているところであります。

不知火干拓再整備につきましては、農業競争力強化農地整備事業経営体育成型によりまして、用排水路及び農道の整備、水利施設等保全高度化事業、農地集積促進型によりまして、若洲排水機場を整備することとし、令和5年度、来年度の事業採択を目指して準備を進めているところであります。

多面的機能支払交付金事業は、30地区で取り組まれておりまして、農道及び排水路の整備が実施され、営農環境の改善に役立っております。

下水道宮原処理区の八代北部流域下水道への編入事業は、宮原中継ポンプ場及び宮原流域幹線管渠工事を実施いたしております。ご報告申し上げましたとおり、ポンプ場周辺の整備に少し時間がかかっておりまして、相当の費用と時間が必要で、計画よりも少し遅れているのが現状でございます。

宮原小学校並びに竜北西部小学校の教室及び廊下の研磨工事を継続して実施をしております。夏休み期間を活用して、今年度分につきましては完了したところであります。

竜北西部小学校学童保育所整備事業は、建設工事が実施されているところでございます。

商工会プレミアム商品とくとく券につきましては、発売から約3週間で完売をし、約4,000万円の町内における消費喚起に役立っているところであります。

ふるさと納税につきましては、順調に伸びておりまして、8月末現在で2億4,674万円の寄附をいただいております。令和2年度の年間の実績が1億2,218万5,000円、令和3年度の1年間の実績が2億5,465万5,000円の実績でありましたので、比較をいたしますと、昨年度の約2倍の実績が見込まれるところでありまして、今回、補正予算を提案しているところであります。

以上、令和4年度の主要事業の進捗状況でございます。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告2件、承認1件、条例の一部改正及びその他3件、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算4件、令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定5件、諮問1件でございます。

まず、報告第4号は、宮原まちづくり株式会社経営報告について、報告第5号は、令和3年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について、この後、担当課長に説明をさせます。

承認第8号は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました令和4年度一般会計補正予算（第4号）について、報告し承認を求めるものでございます。

議案第32号は、公職選挙法施行例の一部改正に伴い、氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第33号は、人事院規則の改正に伴い、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第34号は、令和4年度氷川町一般会計補正予算（第5号）でありまして、歳入歳出それぞれ9億9,762万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ80億4,674万円とするものでございます。

歳入の主な項目は、国県支出金、寄附金、繰越金及び町債でございます。歳出の主な事業内容は、ふるさと納税事業支援業務委託料及び基金積立金、地区要望対応事業及び財政調整基金積立金であります。

議案第35号は、令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ22万6,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ18億6,209万3,000円とするものでございます。

歳入の主な項目は、県支出金で、歳出の主な事業内容はシステム改修委託料であります。

議案第36号は、令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ9,079万2,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ17億4,693万2,000円とするものでありまして、歳入の主なものは繰越金、歳出の主な内容は償還金及び繰出金でございます。

議案第37号は、令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,243万4,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ5億1,274万5,000円とするものでありまして、歳入の主なものは繰入金、歳出の内容は流域下水道維持管理負担金でございます。

議案第38号は、氷川町が一部過疎地域に指定されたことに伴い、竜北地区の持続的な発展に関し必要な事項を定めるため、「氷川町過疎地域持続的発展計画」を策定することについて議会の議決を求めるものでございます。

認定第1号から認定第5号までは、令和3年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、監査委員の意見書及び主要な施策の成果に関する調書を添付し認定に付すものでございます。

諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦について議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご承認をいただきますようお願いを申し上げまして、招集挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君

○地域振興課長（村上孝治君） 報告第4号、宮原まちづくり株式会社の経営報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和3年度宮原まちづくり株式会社の経営状況につきまして、別紙のとおりご報告いたします。

1ページをめくっていただきますと、まず、令和3年度事業計画書で、第20期となります。

次の2ページから3ページに計画が記載されていますので、計画に対する実施状況をご報告いたします。

資料の2ページをご覧ください。

中ほどの2、具体的な活動計画につきまして、①イベント事業につきましては、表の間を利用した展示会の集客につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響から、開催が難しい状況でしたが、影響が少なかった時期に、作品展等を実施いたしました。

町観光物産協会及び町商工会と連携して実施していました地蔵まつりや初市など、新型コロナウイルス感染症の影響により全て中止となりました。

主催イベントであります、わらしべ市では、テーマごとに2週間の期間を設けて開催し、また、土日の2日間、町観光物産協会との連携により物産展を開催し、町内の物産振興を図ることが出来ました。

2月から3月に開催しています、ひなまつり展につきましては、感染拡大防止の対策をとりながら、町内保育園児の手作りのひな人形、京都の風景を再現した箱庭など

を展示し、新聞社やテレビなどでも取り上げられ、期間中の来場者は、前期に比べて約70パーセント増の2,000名の方々に来場いただきました。

②のエコショップ事運営事業につきまして、EM発酵液の利用者は、環境学習の一環として町内全小中学校のほか、八代市の小学校3校、支援学校1校、介護施設におきましても、毎年の利用と定着しており、町内各地区の地区づくり活動でも活用されています。

資料、3ページになります。

③中心市街地まちづくり応援団助成事業につきましては、恒例となりました商工会の氷川公園イルミネーション事業に助成を行い、感染症による疲弊する町の活気を取り戻すとともに早期沈静化を祈願し、公園内の樹木に、野球の大谷翔平選手がデザインされた美しいイルミネーションが飾られました。

④請負指定管理事業では、秋山幸二ギャラリーの来館者は、コロナ感染拡大の蔓延防止による行動自粛等により半減はしましたが、700名ほどの方々にご来館いただきました。

次に、当期の収支につきましてご報告いたします。

5ページの損益計算書で説明させていただきます。

右側の数字になりますが、上の段より、営業収益は2,465万6,947円で、前期に比べ約58万1,000円の減額となります。営業費用は、売上原価が190万7,239円、販売費及び一般管理費が、右側下の数字で2,317万731円となり、これを合わせまして2,507万7,970円。これは前期に比べますと、約137万円の増額になります。これは、コロナによる影響はあるものの、ひなまつりなどのイベント費の支出が増えたことが増加の主なものであります。

一番上の営業収益から営業費用を引きまして、営業利益の下の方の括弧内になりますが、42万1,023円の営業損失で、これは、前期と比較しますと約196万円の減となります。この営業利益のマイナス42万1,023円に、営業外収益の434円を加えた税引き前の当期純利益は、下から3行目のマイナス42万589円となり、税引き後の当期利益は一番下の当期純損失となりますが、45万6,089円となります。

収支の主なものといたしまして、7ページをご覧ください。

第20期の収支決算書を付けております。

収入ですが、上から、喫茶と物産販売の売上は約234万円、まちづくり酒屋管理委託料は436万4,000円、クリーンセンターの請負業務委託料は1,690万2,000円となっています。

支出の主なものは、物産等の仕入れは190万7,000円、社員の人件費は福利厚生費と通勤手当も合計しますと1,954万7,000円となっています。

下の方のイベント費につきましては、ひなまつり展の特別展示などを行い、59万8,000円の支出となっています。

続きまして、8ページをご覧ください。



株主資本等変動計算書です。右から3列目、利益剰余金の合計欄ですが、1段目の当期首残高は1,008万1,925円、その2つ下の当期純益は45万6,089円の損益で、1番下となりますが利益剰余金の合計は962万5,836円となっております。純資産合計は1,962万5,836円となっております。

以上で、令和3年度宮原まちづくり株式会社の経営報告とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 報告第5号と承認第8号を続けて説明いたします。

まず、報告第5号、令和3年度氷川町健全化判断比率等の報告についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度氷川町健全化判断比率等について、別紙のとおり報告するものです。

次のページをお開きください。

令和3年度氷川町健全化判断比率等の数値を記載しています。この報告は、町の財政状況を国が示す統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応が取られるように、関係書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものです。

上段の表中、右側の早期健全化基準とは、市町村の財政規模に応じて政令で定められた基準で、これを超えた場合は、自主的な改善努力による財政健全化を図るため、財政健全化計画の策定や外部監査が義務づけられています。氷川町の比率ですが、指標の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字がなかったことから、ハイフンで表示をしています。

次の指標の実質公債費比率は10.5パーセントです。これは、町の一般会計の支出のうち地方債、繰入金、借入金の返済額及びこれに準じる一部事務組合への負担などに、どれだけ充てられているのかを示す比率で、過去3年間の平均値です。前年の8.0パーセントから2.5ポイント増加していますが、早期健全化基準の範囲内です。増加の主な要因は、防災行政無線デジタル化更新整備に伴う緊急防災減災事業債の償還開始により償還金が増加したことによるものです。

次の指標の将来負担比率は35.1パーセントです。これは借入金残高のほか、将来負担すべき実質的な負担、負債に当たる額の標準財政規模に対する割合ですが、前年より9.1ポイント減少し、早期健全化基準を大きく下回っています。減少の主な要因は、合併特例債や臨時財政対策債等の地方債現在高の減少によるものです。

次に、令和3年度氷川町資金不足比率ですが、下水道事業会計において、一般会計の実質赤字に相当する資金不足がなかったため、ハイフンで表示をしています。

これで、報告第5号の説明を終わります。

続きまして、承認第8号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年8月18日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めるもの

です。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。

専決第7号、令和4年度氷川町一般会計補正予算（第4号）です。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、374万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ70億4,912万円とするものです。

歳出についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

15款、民生費、5項、社会福祉費、10目、高齢者福祉費において、374万8,000円を減額するものですが、これは、9月19日に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止したため、参加者に配布予定でした敬老会名簿を全対象者に郵送するための郵便料23万円の計上が、主な理由で、併せて、中止になったことによる関連経費の減額を行ったものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

90款、5項、5目、繰越金、5節、前年度繰越金374万8,000円を減額したものです。

以上が専決第7号、令和4年度氷川町一般会計補正予算（第4号）の内容です。

緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものです。

これで、承認第8号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、瀧岡美智代さん。

○総務課長（瀧岡美智代さん） 議案第32号、氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令が改正されたことに準じて改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第4条第2号アの自動車借入れの限度額1万5,800円を1万6,100円に、イの燃料費の限度額7,560円を7,700円に改めます。第8条中、ビラの作成単価の限度額、7円51銭を7円73銭に改めます。第11条中、ポスター作成単価の限度額525円6銭を541円30銭に、また、加算する企画費31万500円を31万6,250円に改めます。

この条例は公布の日から施行いたします。

これで、議案第32号の説明を終わります。

続きまして、議案第33号、氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定

するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、国家公務員に係る、妊娠、出産、育児等との仕事の両立支援のために講じる措置が公表され、地方公共団体の職員の勤務条件は、国家公務員との権衡を踏まえることが求められていることから、今般、国の規則改正に伴い、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第4号は、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するもので、子の出生日後57日から6月を経過する日まで引き続き採用または更新の見込みがある場合、子の出生の日から57日間以内の育児休業の取得を可能としています。第2条第4号、第2条の3第3号、第2条の4については、子が1歳到達日以降に育児休業を延長する場合、当該延長の開始日を1歳、または1歳6か月到達日の翌日としていたものを、任意の日とすることで、柔軟に育児休業を取得することが可能となります。また、第3条第5号の削減につきましては、育児休業の取得が原則2回まで可能となったことから、再度の育児休業取得に係る申出及び経過期間が不要となったものです。

このほか、条、項のずれや字句を改めています。

なお、規則で、令和4年4月1日から施行することとしております。

これで、議案第33号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 議案第34号、令和4年度氷川町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

令和4年度氷川町一般会計補正予算（第5号）を、別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

○2番（西尾正剛君） 議長。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 本日、追加された資料について説明をお願いします。

○議長（米村 洋君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） それでは、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億9,762万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億4,674万円とするものです。

5ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為の補正です。企業立地促進補助事業の上限額を、固定資産税

額等の確定により変更するものです。

6 ページをご覧ください。

第3表、地方債補正です。教育債を追加し、総務債、土木債の限度額を変更するものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。

14 ページをご覧ください。

10 款、総務費、5 項、総務管理費、5 目、一般管理費、17 節、備品購入費、一般備品、新型コロナウイルス感染症対策4万9,000円は、窓がなく換気が十分に行えない相談室2か所に、空気清浄機をそれぞれ1台ずつ購入し設置するものです。

15 目、企画費、12 節、委託料のふるさと納税事業支援事業、業務委託料2億1,000万円は、ふるさと納税額の4月から7月までの実績により、寄附目標額を3億5,000万円増額し、5億5,000万円としたことに伴い、業務委託料を増額するものです。

15 ページをご覧ください。

50 目、財政調整基金費、24 節、積立金3億4,000万円は、地方財政法第7条第1項に基づき、令和3年度歳計剰余金の2分の1を下らない額を積み立てるものです。

85 目、ふるさと氷川応援基金費、24 節、積立金3億5,101万3,000円は、寄附額の増加見込み分と令和3年度寄附分を積み立てるものです。

16 ページをご覧ください。

10 款、総務費、15 項、5 目、戸籍住民基本台帳費、1 節、報酬79万2,000円から、8 節、旅費4万3,000円までの計上は、マイナンバーカード事務に係る会計年度任用職員1名を10月から採用するためのもので、国の補助金を財源とするものです。

18 ページをご覧ください。

15 款、民生費、5 項、社会福祉費、10 目、高齢者福祉費、17 節、備品購入費512万4,000円の減額は、いきいきサロン開催時の新型コロナウイルス感染予防対策として、町が購入し、各地区に貸与する空気清浄機購入に係る執行残額を、減額するものです。

15 款、民生費、10 項、児童福祉費、5 目、児童福祉総務費、12 節、委託料の主なものは、放課後児童クラブ健全育成事業、新型コロナウイルス感染症対策120万円で、町内学童保育所3か所の新型コロナウイルス感染症対策のための必要品の購入に対応する委託料で、国3分の1、県3分の1の補助を財源とするものです。

次の、22 節、償還金利息及び割引料156万5,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業など、令和3年度事業実績に伴う国、県への負担金等の返還金です。

19 ページをご覧ください。

15 目、保育所費、18 節、負担金及び補助及び交付金の保育対策総合支援事業費

補助金、新型コロナウイルス感染症対策290万円は、町内7つの保育園の新型コロナウイルス感染防止対策費用に対する補助金で、国2分の1を財源とするものです。

また、特定教育保育施設給食費補助金130万7,000円は、物価高騰における保護者の負担を軽減するため、町内の幼稚園を含む8つの施設への給食費補助金です。20ページをご覧ください。

20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目、予防費、19節、扶助費25万1,000円、子宮頸がんワクチン接種償還払は、定期接種である子宮頸がんワクチン接種の副反応による積極的勧奨の差し控えで、12歳から16歳の接種機会を逃し、17歳以降に自費で接種を受けた方を対象とし、5名の3回分を見込み、償還払いで対応するものです。

21ページをご覧ください。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の熊本土土地利用型農業競争力強化支援事業補助金423万6,000円は、米、麦、大豆の生産拡大に取り組む地域営農組織育成支援として、町内二つの農事組合法人ヘトラクター等への機械導入を支援する補助金で、県2分の1の補助を財源とするものです。また、新規就農者総合対策事業、経営発展支援事業補助金333万6,000円は、新規就農者の機械導入等を支援するもので、町内のいちご農家一戸が実施する炭酸ガス発生機、ハウス自動開閉装置などの導入を、国2分の1、県4分の1の補助を財源とし、補助するものです。

40目、物産館費、次のページ22ページをご覧ください。

17節、備品購入費112万2,000円は、物産館の冷蔵庫、印刷機の故障に伴い、新たに冷蔵庫、デジタル印刷機をそれぞれ1台ずつ購入するものです。

30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、17節、備品購入費36万3,000円は、野津交流館での高齢者健康教室や地域住民の交流事業などで、新型コロナウイルス感染症防止を目的として、指導者や講師からの指導や講演を、映像を用いて実施するために、テレビやポータブル放送機等を購入するものです。

30款、土木費、10項、道路橋りょう費、10目、道路維持修繕費、10節、需用費の300万円は、早尾ほか3地区の地区要望に伴う、町道修繕料の増額で、次の、12節、委託料の220万円、町内道路管理業務委託料は、スマートインターチェンジアクセス道路、高速側道中大野の地区において、通行に支障が見込まれる高所の樹木等を高所作業車等により伐採するものです。

23ページをご覧ください。

15目、道路新設改良費、12節、委託料1,330万円は、地区要望であります町道中網道西網道線道路改良に係る測量設計業務委託料です。

14節、工事請負費、2,950万円は、町道旧国道2号線（楡工区）と町道大野仲の間神太夫線の道路改良工事です。

21節、補償補填及び賠償金50万円は、町道旧国道2号線道路改良工事（楡工区）に伴う電柱1本の移設補償金です。

24ページをご覧ください。

35款、土木費、20項、下水道費、5目、公共下水道費、27節、繰出金1,243万4,000円は、下水道事業特別会計への繰出金です。

40款、5項、消防費、15目、消防施設費、18節、負担金補助及び交付金462万円、消防施設整備補助金は、1分団1部河原地区の消防ポンプ車格納庫修繕ほか、4地区への施設整備補助金です。

25ページをご覧ください。

45款、教育費、20項、社会教育費、5目、社会教育総務費、18節、負担金及び交付金40万円、文化財保存補助金は、地権者2名が実施する大野窟古墳の樹木伐採に係る費用の2分の1を補助するものです。

26ページをご覧ください。

25目、竜北歴史資料館、17節、備品購入費39万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として、窓がなく換気が十分に行えない資料展示室に、空気清浄機2台を購入し設置するものです。

45款、教育費、25項、保健体育費、15目、学校給食施設費、10節、需用費946万円の減額は、当初予定いたしておりました共同調理場の天井塗装が、天井材の劣化や破損による落下により実施出来なくなったために減額するものです。

12節、委託料の935万円、学校給食共同調理場改修工事設計業務委託料は、天井材の劣化や床材の破損等による調理場の改修工事に係る設計業務委託料です。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

9ページをご覧ください。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,705万1,000円で、コロナ禍における原油価格物価高騰対応事業の財源とするものです。

10ページをご覧ください。

70款、県支出金、10項、県補助金、5目、総務費、県補助金、2節、総務費補助金3,172万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金、県の交付要綱に該当する新型コロナウイルス感染症対策事業の財源とするものです。

20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金757万2,000円は、歳出の農業振興費に計上しています同名補助金の財源とするものです。

23目、5節、商工費補助金100万円、商店街リノベーション支援事業補助金は、当初予算で計上済みの町商工会街路灯修繕費補助金の財源とするものです。

11ページをご覧ください。

80款、5項、寄附金、5目、5節、一般寄附金の3億5,200万円は、ふるさと氷川応援寄附金と企業版ふるさと氷川応援寄附金を、7月までの実績から、今年度の寄附見込額総額をそれぞれ増額するものです。

85款、繰入金、5項、特別会計繰入金、20目、5節、介護保険特別会計繰入金

1,352万2,000円は、令和3年度決算に伴う町費負担分の返還金です。

12ページをご覧ください。

85款、繰入金、10項、基金繰入金、15目、5節、竜北物産運営基金繰入金1,199万4,000円の減額は、国の補助である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と県の補助事業である新型コロナウイルス感染症対応総合交付金の対象事業全ての現時点までの実績及び進捗状況から、充当額及び配分額を見直したことによる減額です。

30目、5節、ふるさと氷川応援基金繰入金3億3,000万円は、ふるさと納税支援事業の財源とするため繰り入れるものです。

95款、諸収入、20項、5目、5節、雑入の町費補助金返還金769万1,000円は、氷川町体育協会ほか8つの補助金交付団体からの3年度事業実績に伴う返還金で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業が実施出来なかったことが、主な返還要因です。

13ページをご覧ください。99款、5項、町債、5目、総務債、10節、臨時財政対策債は、交付税の算定結果に基づき借入額を補正するもので、20目、土木債、10節、一般単独事業債は道路改良事業の、30目、教育債、10節、合併特例債は学校給食共同調理場改修事業の財源にするものです。

27ページからの給与費明細書並びに30ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、ご覧いただきたいと存じます。

これで議案第34号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第35号、令和4年度氷川町国民健康保険特別会計、補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,209万3,000円とするものです。

歳出をご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、12節、委託料16万5,000円は、国保ライン事業報告システムの法改正対応委託料でございます。

今年度からの国保税につきまして、未就学児に係る均等割の減額を今年の3月議会で条例改正いたしました。このことに関しまして、国への交付申請書等の作成及び提出について、国が指定する内容において実施することとなったためのシステム改修で

ございます。

30款、保健事業費、3項、保健事業費、10目、保健衛生費、衛生普及費、8節旅費6万1,000円は、会計年度職員任用職員の費用弁償の通勤手当に当たる追加分でございます。当初予算において、通勤者の距離を間違っていたため不足が生じたので、計上させていただきました。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、10節、特別交付金22万5,000円は、歳出分に関しての交付金によるものです。

これで、議案第35号、令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長(岩本博美さん) 議案第36号、令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,079万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,693万2,000円とするものです。

主な歳出をご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

35款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、10目、償還金、22節、償還金利子及び割引料7,682万4,000円、並びに、8ページの27節、繰出金1,352万2,000円につきましては、令和3年度介護保険特別会計予算の事業実績により、介護給付費及び地域支援事業費分を国、県、支払い基金、町へ返還するものです。

6ページへお戻りいただきまして、歳入のご説明をいたします。

45款、5項、5目、5節、繰越金9,079万2,000円は、説明いたしました歳出、35款、諸支出金の返還金等となります。

以上で、議案第36号、令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長(星田達也君) 議案第37号、令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,243万4,000円を追加し、



歳入歳出総額を5億1,274万5,000円とするものです。

歳出について説明いたします。

7ページをご覧ください。

5款、5項、公共下水道費、10目、公共下水道維持費、10節、需用費に、燃料費として80万5,000円計上しています。これは、下水道バイパス工事に伴うポンプ発電機燃料代として、実績である80万5,000円を計上しております。

次に、修繕料としまして、県道14号鏡宇土線の舗装打ち替えに伴うマンホールのかさ上げ分150万7,000円を計上しております。

18節、負担金補助及び交付金に、流域下水道維持管理負担金として、令和4年度負担金決定に伴い1,012万2,000円を計上しています。

次に、歳入の説明を行います。

6ページをご覧ください。

20款、繰入金、5項、5目、5節、一般会計繰入金として、1,243万4,000円を計上しております。

これで、議案第37号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 議案第38号と認定第1号を続けてご説明いたします。

まず、議案第38号「氷川町過疎地域持続的発展計画」の策定についてご説明いたします。

氷川町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、氷川町が一部過疎地域に指定されたことに伴い、竜北地区の持続的な発展に関し必要な事項を定めるため、過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求めるものです。

計画の概要といたしまして、計画の名称を、「氷川町過疎地域持続的発展計画」とし、計画期間を令和4年度から令和7年度までの4年間、その対象地域を竜北地区とするものです。

計画内容としましては、熊本県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、対象地域の概況等の基本的な事項のほか、12の項目別の課題とその対策事業計画等について記載しています。

具体的な内容につきましては、8月24日の全員協議会で説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。

なお、全員協議会でのご意見等を踏まえ、事業の追加などを行っていますことを申し添えます。

これで、議案第38号の説明を終わります。

続きまして、認定第1号、令和3年度氷川町一般会計歳入歳出予算の認定についてご説明します。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度氷川町一般会計歳入歳出予算を、別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

内容につきましては、合同委員会にてご説明いたしますので、ご了承願います。

これで、認定第1号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 認定第2号、令和3年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、合同委員会にてご説明いたしますので、ご了承願いたいと思います。

以上で、認定第2号、令和3年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 認定第3号、令和3年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、合同委員会でご説明いたしますので、ご了承をお願いします。

以上で、認定第3号、令和3年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 認定第4号、令和3年度氷川町公共下水道事業特別会計決算の認定について説明します。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度氷川町公共下水道事業特別会計決算を、別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算についての内容は、後日開催されます合同委員会でご説明いたしますので、ご了承ください。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 認定第5号、令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法、第233条第3項の規定により、令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、合同委員会にてご説明いたしますので、ご了承願います。

以上で、認定第5号、令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 諮問第3号につきまして、ご説明申し上げます。

「人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所、八代郡氷川町野津2691番4、氏名、沖村眞一、生年月日、昭和36年12月11日生まれです。同氏は、元は町職員で、疾病により早期退職をされました。その後、疾病を克服され、地元の区長等も経験されております。

また、在職時は、総務課や教育委員会において人権擁護と人権同和教育等々に携わり、精通しております。

今後とも、人権擁護委員として活躍が期待出来ますので、推薦したいと思っております。

どうぞご同意をいただきたいと思います。

○議長（米村 洋君） 次に、決算の認定について、監査委員から審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。島田博行君。

○代表監査委員（島田博行君） 令和3年度の決算審査を実施しましたので、報告いたします。

審査意見書の最終ページ、32ページをお開きください。

令和4年6月27日付けで、町長より審査に付されました、令和3年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算について、7月26日から8月3日までの6日間、審査を実施いたしました。

その結果及び意見を申し述べます。

各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び、財産に関する調書について、各課より提出いただいた主要な施策の成果に関する調書ほか関係書類をもとに、各担当課より事業内容と事務処理等について聴取しながら、審査を実施いたしました。

提出された決算書類は、いずれも、地方自治法施行規則に示された様式に基づいて作成されていて、各決算の数値についても、適正であることを認めます。

続きまして、1、予算の執行について意見を申し述べます。

2ページをお開きください。

一般会計と各特別会計の歳入歳出決算額の総額は、第1表のとおり、歳入が127億3,816万9,384円、歳出が113億7,663万2,564円であります。歳入の収入率は、第2表のとおり99.5パーセント、歳出の執行率は、第3表のとおり95.0パーセントで、翌年度への繰越額2億4,545万円を差し引いた執行率は、97.0パーセントとなっております。

第3表の歳出の執行率を各会計別に見ますと、一般会計は95.4パーセントで、翌年度繰越額1億8,310万円を差し引いた執行率は、97.7パーセントであり、国民健康保険特別会計は96.4パーセント、後期高齢者医療特別会計は98.7パーセント、介護保険特別会計は93.8パーセント、下水道事業特別会計は87.3パーセントで、翌年度繰越額6,235万円を差し引いた執行率は、97.6パーセントとなっています。

32ページに戻りまして、予算の流用につきましては、一般会計の節間流用が8件、目間流用が1件、特別会計の節間流用が5件、発生していて、そのほとんどが予算の計上漏れが原因であります。今後は、予算の計上についてはよく精査し、計上漏れがないよう留意をお願いしたいと思います。なお、予備費の充用はありませんでした。

次に、2、財政運営について報告いたします。

各会計の実質収支の状況については、4ページ以降の各会計の実質収支の状況の表で記載しているとおりであります。

11ページをお開きください。

一般会計の実質収支比率を、第14表財政指標に記載のとおり、令和2年度は9.8パーセント、令和3年度は15.5パーセントとなり、5.7パーセント上昇しています。総務省が発表している令和4年版地方財政白書における、令和2年度決算の全国市町村平均の4.7パーセントを上回っています。

意見書には記載していませんが、地方自治法第208条の会計年度及びその独立の原則の第2項では、「各会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならない」となっています。また、地方財政法第7条の剰余金第1項では、「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上、剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち、2分の1を下らない金額は、これを剰余金が生じた翌翌年度までに、積み立て、または償還期限を繰上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない」となっています。

次に、財政向上の弾力性の指標である経常収支比率は、第14表に記載のとおり、95.5パーセントで、令和2年度の98.7パーセントより3.2パーセント減少しています。これは、主に人件費が前年度に比べ1.3パーセント減少したこと、扶助費が前年度に比べ1.0パーセント減少したことによるものであると考えられます。

令和4年版地方財政白書における令和2年度決算による全国市町村の経常収支比率の状況は、80パーセント未満に6.1パーセント、80パーセント以上90パーセント未満に39.7パーセント、90パーセント以上100パーセント未満に52.3パーセント、8パーセント以上に1.8パーセントの市町村が位置しています。財政力指数は、令和3年度0.28パーセントで、令和2年度より0.01パーセント減少しています。

各会計の自主財源である町税、国民健康保険税、介護保険料、及び下水道負担金使用料の不納欠損額と収入未済額については、3ページの別表1及び別表2に記載のとおり、合計額で減少はしていますが、税の公平性を保つためにも、さらなる徴収対策

を講ずる必要があると思われます。

今後も産業の振興、生産年齢人口の増加など、定住化等に努力され、課税客体の増加に努められることを望み、将来にわたり安心安全なまちづくりができる財政運営をお願いしたいと思います。

以上で、令和3年度の決算審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

11時30分まで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

承認第8号について質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 一つだけをお尋ねします。

7ページ、敬老会が中止になり、敬老会関係の予算が減額されています。名簿の郵送料が新たに追加されていますが、先日、この名簿は大変喜ばれることを知りました。これを見て、「あの人は、最近見かけないけれど、施設に入所されている」という話をされるそうです。その話を聞いた時に、私はほっとしましたが、もう一方で、記念品を送らないということに対しては、どうにかならなかったのかという気がします。以前は食中毒の話もありました。今度はコロナですから、違う理由があるのだと思いますが、記念品を送ることを検討したのかどうか、担当課より、それだけ聞かせてください。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） ただいまの質問につきまして、敬老会は、開催する予定で計画をしておりますが、ぎりぎりまで検討を重ねておりました。

今回、中止の決定をしたことにつきましては、コロナのこともありますが、開催会場となる体育センターの空調が故障により使えないので、この暑さも考慮しまして、急遽、中止を決定させていただきました。

そのことから、記念品の検討は行っておりません。申し訳ありませんが、名簿を製本して配布することに決め、記念品の検討は行っていないということをお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32番について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第33号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第34号について質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） ふるさと納税の件について、1点だけ、お願いをしたいと思います。企業版ふるさと寄附金について、これが始まった当初は50から60万円で、平成28年頃では300万円を切るくらいの金額だったのですが、町長の行政報告にもありましたように、あっという間に倍くらいに伸びたということでした。この企業版は、当初予算では100万円で計上されていましたが、もし、よろしかったら、企業の名前を教えてもらえないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） ただいま、西尾議員からご質問がありました企業の名前につきましては、寄附の条件で非公表を希望されておりますので、この議場での発言は控えさせていただきたいと思います。

ちなみに、2件で200万円、1件で100万円の寄附をいただいております。

以上です。

○2番（西尾正剛君） 結構です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

次に、議案第35号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第36号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号について質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 質疑というか確認です。

29ページの第7に、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関して書かれていますが、(1)「現況と問題点」の子育てについて、「当該地域には、私立保育園が5園、小規模保育事業所が1園あり」と書かれております。これは、令和4年時点の氷川町全体のことを記されているのだと思いますが、公立保育園の1

園が入っていないのはなぜでしょうか。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 竜北地区に限定した計画ですので、竜北地区の園を記載してあるものと考えます。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今日資料を持ってきていませんが、県に届出がある氷川町の私立保育園の数は5になっています。慈光保育園は宮原地区だから、この記述は間違っているのではないかと思います。5つはどこですか。竜北地区に5つの保育園があれば、私の認識不足ということで結構ですが。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 確認して、後からお答えさせていただきたいと思えます。

私立保育園は、確かに、ダーナ保育園と東光保育園、月乃輪保育園、吉野保育園の4園がありまして、それに、認可外保育園の浄立寺保育園が入っているのではないかと思います。もう一度、確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 改めてお答えさせていただきます。

私立保育園の5園につきましては、ダーナ保育園、東光保育園、月乃輪保育園、吉野保育園、浄立寺保育園で5園、それから、小規模の保育事業所につきましては、ひかわ幼稚園です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、承認第8号から議案第38号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号から議案第38号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第19 請願第1号 常葉保育所廃園計画撤廃に関する請願

○議長（米村 洋君） 日程第19、請願第1号、保育園廃園計画撤回に関する請願を議題とします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

吉川義雄君から請願書が提案し、提出されております。紹介議員の説明を求めます。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 最初に、議事運営について、私は異議を申し上げておきます。

議会事務局に、請願の取扱いについて事前に聞きましたところ、「議長預かりになっている」ということでした。また、議員には議事日程表は配られていませんでした。だから、私は、今日、行われるという予定ではいませんでした。私は、もっと民主的にきちんとやるべきだと思います。

常葉保育所の請願が議題として強行されましたので、趣旨説明をしたいと思います。

常葉保育所は、宮原地区の住民にとって大変重要なものであります。保育所設立のときから、町内の受益者が集まって、保育園を設立された経緯があります。

また、常葉保育所の民営化が議論されたときに、検討委員会が設立され、2名の議会の代表が参加いたしました。私立保育園の園長さんたちからは、公立をしている役割があるということで、民営化反対の意見がありました。そのことがあり、民営化はされず、その時点では、当時の町長が判断をし、公立として残りました。

今回、常葉保育所廃止計画素案が出されます。素案です。後援会の皆さんに説明会がされました。後援会の皆さんは、廃園ということを初めて聞かれました。だから、廃園はしないでほしいという、強い要望になっています。

後援会の人から相談を受ける前に、「こういう話があるか、どうなっているのか」と、住民の数名の方からも相談を受けました。「議会に説明があり、今後、保育園の保護者の皆さんにも説明が行われます」という話をいたしました。

後援会の人には、7月12日に担当課が出向いて説明を行いました。請願に書いてあるとおり、保護者の皆さんたちの、「自分たちの思うような答弁がなかなか得られない」、そして、「議会にかけると可決されるので廃園は覆らない」、そういうふうな態度であったというふうに言われています。「常葉保育所は、施設の老朽化に伴う大規模改修の費用が捻出できない」、「少子化で私立保育園の経営が厳しいので、こういう話が出た」というふうに聞きました。「今後は、常葉保育所の子どもたちはほかの園に行ってもらうことになるけれど、必ずしも、希望する保育園に入られるとは限らない」。こういった話があったわけであり。そのように、保護者の方から報告を受けました。

子どもたちへの配慮、また、子どもたちは、私は、物として扱っちゃいけない、そういうふうに感じました。

請願の1番は、「廃止計画を撤回してほしい」、また、「安心、信頼の保育環境を作してほしい」。こういう、保育園の後援会の皆さんたちの願いをしっかりと聞くべきではないかと、私は思います。

また、後援会の皆さんたちが、署名活動を行っておられます。「日曜日に運動会がある。そこで集めて、その思いを議会に届けたい」。このように言っておられました。そ



ういう機会を議会が潰すことは、よくないと思います。

今一度、立ち止まって考えていただき、そして、それでも廃園を目指すのであれば、せめて、後援会の皆さん、地域の皆さんたちが納得できるように、親切丁寧に説明をし、同意をいただけるように、町に強く要望しておきます。

議長に改めて申し上げます。

請願は、国民の権利であります。しっかり議論するためには、氷川町議会基本条例にあるように、請願を出した人たちの気持ちを議会は聞くべきだ、ということをお願いして終わります。

○議長（米村 洋君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時49分

再開 午後 12時07分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 請願第1号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 常葉保育所廃園の請願について、反対討論を申し上げます。

先ほどもお話がありましたが、先日、開催されました議会の全員協議会において、執行部より、常葉保育所の廃園についてしっかりと説明がありました。その中で、議員全員が、氷川町の未来を思い、苦渋の決断の中で賛同したことを、私は覚えています。

この請願を出される本当の趣旨が、私もわかりませんでした。全員協議会を開くことは何の意味があるのかと、新人がゆえに感じたことを覚えています。

私は、常葉保育所のこれまでの経緯について調べ、民間保育所にも何件か頼り、この先のことを聞きました。これまで、氷川町が、常葉保育所と保護者の皆さま方を守るために、一般財源から毎年5,000万円ほどの資金を投入して、利用者の皆さまにしっかり寄り添って運営してきた事実がありました。

しかし、今、時代は大きく変わりました。人口減少、少子高齢化による常葉保育所の子どもたちの減少、それに伴い、保育所運営の経費を賄えない状況が続いてきました。今後も、保育所単体で運営が出来ない状況が改善されなければ、氷川町の将来において、財源の硬直を招くことは間違いありません。常葉保育所の廃園については、藤本町長も、首長という立場がゆえに、氷川町の未来を見据えた苦渋の選択と決断をされ、それに尊敬と敬意を示します。

私は、氷川町の議員です。氷川町の議員として、5,000万円もの財源の投入を、常葉保育所だけにするのではなく、この氷川町で育てる全ての子どもたちに公平に行き届くように、小・中学校の給食費の無償化、幼児保育料の無償化など、氷川町全体

の子どもたちへの子育て世代への支援を、藤本町長に期待しています。

氷川町で育てる全ての子どもたちが、この町の未来をつくる宝です。どうか、保護者の皆さま、これまでと同様に、氷川町の子どもたちを町民総動員で公平に育てていく社会の実現のために、常葉保育所の廃園にご理解を賜りますようお願いいたします。

これをもって、反対とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） ほかに討論ありませんか。上田俊孝君。

○7番（上田俊孝君） 私は、常葉保育所廃園計画撤回に対して反対討論をさせていただきます。

平成23年4月、私も常葉保育所の検討委員会のメンバーでした。その中で、民営化すると、民間の保育所の経営を圧迫するというところで、現状のままという結論が出ました。それから12年も経っています。

ある議員さんが、常葉保育所に関して一般質問をされました。年間3,000万円の赤字が出ているじゃないかと。そこで、私も調べたところ、民間の保育園には、国の補助金が1人当たり40万円出ていますね。一方、常葉保育所の場合は100万円で、民間の2.5倍ですね。国の税金といっても税金です。東京辺りは待機児童がいるところもありますが、氷川町は、現在、待機児童は1人もいません。

よって、それらのことを鑑み、将来を考えて、反対討論とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで討論を終わります。

これから、請願第1号、常葉保育園廃園計画撤回に関する請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立少数です。したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後12時14分